

幼稚園・認定こども園の事業者様向けFAQ (R1.7.1)

No.	質問	回答
1	保護者から提出された申請書類の確認	園は保護者からの提出書類について、どの程度の内容確認等を行えばよいか。
2	保護者から市への問合せ先	保護者が、申請書の記入方法や保育の必要性の要件等について、市に問合せを行う場合の連絡先は？
3	就労証明書について	保育の必要性の要件として、両親ともに会社勤めの場合、両親がそれぞれの勤務先で就労証明書を書いてもらうこととなるのか。
4	保育の必要性の要件について	「就労」以外の要件が分かりにくい。保護者にはどのように説明すればよいか。
5	書類提出が遅れる場合の対応	園から市への提出期限は7月末となっているが、期限内に添付書類等の提出ができない保護者についてはどのように対応すればよいか。
6	認定の結果について	認定の可否については、どのような形で知らされるのか。
7	幼稚園在園児が利用する認可外保育施設について	在園児が、幼稚園を降園した後に利用している保育施設等が、預かり保育の無償化の対象となるのかについて、どのように確認すればよいか。

幼稚園・認定こども園の事業者様向けFAQ (R1.7.1)

No.	質問	回答
8	今年度における補助金の支払時期等について	今年度は、上半期と下半期で異なる保育料補助事業となるが、補助金の交付時期や金額はどのようになるか。
9	確認申請について	預かり保育を実施していない私学助成の幼稚園は、どの書類を市に提出すればよいか。
10	確認申請について	本市の幼稚園型一時預かり事業を実施している私学助成の幼稚園は、どの書類を市に提出すればよいか。
11	確認申請について	私学助成の預かり保育や自主事業により預かり保育を実施している私学助成の幼稚園は、どの書類を市に提出すればよいか。
12	確認申請について	預かり保育を実施していない施設型給付幼稚園は、どの書類を市に提出すればよいか。
13	確認申請について	預かり保育を実施している施設型給付幼稚園・認定こども園は、どの書類を市に提出すればよいか。

今年度については、これまでの就園奨励費補助金の支払スケジュールにより交付します(10月、2月、3月の年3回)。また、各回における交付金額は、就園奨励費(上半期分)と施設等利用給付費(下半期分)との合算額となります。
なお、来年度以降の支払時期・方法等については、8月の説明会でお伝えする予定です。

「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」に、幼稚園の認可証の写しを添付して提出してください。

「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」に、①寄付行為(定款)、②法人の登記事項証明書、③「役員の氏名・生年月日・住所一覧」/「誓約書」を添付して提出してください。

「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」に、①寄付行為(定款)、②法人の登記事項証明書、③「役員の氏名・生年月日・住所一覧」/「誓約書」を添付して提出してください。
また、「付表3 預かり保育事業」に、①幼稚園の認可証の写し、②料金表及び利用案内・パンフレット等、③預かり保育に従事する担当職員の名簿、④施設の図面(預かり保育の実施場所を明示したもの)を添付して提出してください。

確認申請書の提出は不要です。

「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」に、①寄付行為(定款)、②法人の登記事項証明書、③「役員の氏名・生年月日・住所一覧」/「誓約書」を添付して提出してください。